

令和8年5月1日

公 告

防衛省共済組合熊本支部
支部長 山本 泰輔
(職 印 省 略)

陸上自衛隊熊本駐屯地において、託児施設の設置及び経営を行う業者について、下記のとおり募集するので説明会に参加され、関係事項を承知の上、応募されたい。

1 公募に付す事項

(1) 業務条件

庁内託児施設（地域型保育事業である事業所内保育事業（小規模型事業所内保育事業又は保育所型事業所内保育事業））。

(2) 設置場所

熊本県熊本市東区東本町15-1 陸上自衛隊熊本駐屯地内 庁内託児所

(3) 委託期間

令和9年4月1日（予定）～令和10年3月31日（ただし、契約期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うことを希望する場合には、契約の再締結に関する手続きを執らなければならない。また、業者が不適格でその不備を補正できない場合を除き、引き続き契約を再締結するものとし、その後も同様とする。ただし、契約締結後、5年以内の適宜の時期（以下、「基本契約期間」という。）に経営委託業者の見直しを実施するものとし、基本契約期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。）

(4) 細部については、募集要領及び仕様書（説明会時に配布）による。

2 参加資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 事業所内保育事業（認可又は認可外）において、乳児、満1歳以上満5歳以下の保育の営業実績があること。

3 応募期間（募集要領・仕様書の配布）

令和8年5月1日（金）～令和8年5月15日（金）1200までの間

4 設置業種等

(1) 業務条件

庁内託児施設（地域型保育事業である事業所内保育事業（小規模型事業所内保育事業又は保育所型事業所内保育事業））。

当該施設は、熊本市より既に認可されており、新規認可ではなく運営主体の変更となる。ただし、新たな運営主体の計画や人員配置等が基準に満たない場合は、設置業種の一部又は全部が事業所内保育施設（認可外）となる。

(2) 設置場所

熊本県熊本市東区東本町15-1

陸上自衛隊熊本駐屯地内 庁内託児所

(3) 細部内容

募集要領による。

5 事業者説明会

(1) 日時

令和8年5月20日（水）1500～1600

(2) 場所

陸上自衛隊熊本駐屯地内 自衛隊熊本病院 屋内訓練場

(3) その他

ア 募集要領は事前に配布しているため、当日持参してください。

イ 説明会終了後、託児所の現地説明を実施します。現場説明会に参加されない方は、公募に参加できません。

ウ 説明会参加時は、1業者2名以内の参加とします。

エ 説明会参加希望者は、令和8年5月18日（月）1200までに、下記の第6項に示す申込先に、電話にてお申込み下さい。

6 申し込み及び問合せ先

〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町15-1 防衛省共済組合熊本支部
担当：松尾（まつお）電話：096-368-5113（内線4401）